

平成16年第4回佐渡市議会定例会会議録（第2号）

平成16年9月13日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成16年9月13日（月）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

追加日程 議案第94号訂正の件

日程第1 一般質問

出席議員（56名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
14番	大谷清行君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
22番	岩隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	野正道君
32番	名畑清一君	33番	志和正敏君
34番	金山教勇君	35番	白木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君
40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
45番	本間武雄君	46番	根岸勇雄君
47番	牧野秀夫君	48番	近藤和義君
49番	熊谷実君	50番	本間勇作君
51番	祝優雄君	52番	兵庫稔君

53番	梅	澤	雅	廣	君	54番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野	一	則	君	60番	浜	口	鶴	蔵	君

欠席議員（4名）

13番	廣	瀬		擁	君	15番	小	田	純	一	君
21番	加	藤		真	君	44番	金	子	克	己	君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	助役	大	竹	幸	一	君	
収入役	渡	邊	幸			君	総務課長	親	松	東	一	君	
市民課長	清	水	紀	治		君	企画情報課長	齋	藤	英	夫	君	
建設課長	佐	藤	一	富		君	水道課長	植	野	研	一	君	
農林水産課長	斉	藤		博		君	観光商工課長	斎	藤		正	君	
財政課長	浅	井	賀	康		君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	仲	川	正	昭		君	医療課長	木	村	和	彦	君	
会計課長	粕	谷	達	男		君	農業委員会事務局長	渡	辺	兵	三	郎	君
教育委員会 学校教育課長	古	田	英	明		君	教育委員会 生涯学習課長	松	田	芳	正	君	
教育委員長	豊	原	久	夫		君	教育長	石	瀬	佳	弘	君	
選挙管理委員会 委員長	林		千	隆		君	選挙管理委員会 事務局長	仲	川	敏	明	君	
消防長	加	藤	侑	作		君	両津支所長	佐々木	文	昭	君		
相川支所長	大	平	三	夫		君	佐和田支所長	中	川	義	弘	君	
新穂支所長	末	武	正	義		君	畑野支所長	宇	治	秀	三	郎	君
真野支所長	逸	見	政	義		君	小木支所長	菊	地	賢	一	君	
羽茂支所長	青	木	典	茂		君	赤泊支所長	中	川	逸	郎	君	
代 監査委員	清	水	一	次		君							

事務局職員出席者

事務局長	佐々木		均	君	事務局次長	山	田	富	巳	夫	君
------	-----	--	---	---	-------	---	---	---	---	---	---

議事係長 中 川 雅 史 君 議 事 係 松 塚 洋 樹 君

午前10時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員55名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

追加日程 議案第94号訂正の件

○議長（浜口鶴蔵君） ここで皆さんに申し上げます。去る9月8日に提出された議案第94号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地、赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の策定の件について、市長から訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りします。議案第94号訂正の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号訂正の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第94号訂正の件を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第94号訂正の件については、お手元に配付した資料のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第1 一般質問

○議長（浜口鶴蔵君） これより一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

順位に従いまして池田寅一君の一般質問を許します。

池田寅一君。

〔18番 池田寅一君登壇〕

○18番（池田寅一君） おはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、質問をさせていただきます。さきの台風15号、16号によって、大きな災害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。私も被災者の一人として、胸の痛む思いであります。一部の地域にあつては、農業、漁業、そして果樹の農産物はかつて経験したことのない被害を受けました。野市長におかれましては、心の支援はもちろん、災害対策緊急融資等利子補給についても格別のご配慮を賜り、一刻も早い復旧支援をお願いを申し上げます。

それでは、本題に入ります。大きい一つ目として、最初に佐渡市の総合計画の策定について市長に伺います。7万15人を乗せた佐渡丸は、野船長のもとに就航してから早くも6カ月が経過しようとしております。思いも一つ、心も一つになって、佐渡丸に乗船をいたしております。その乗り心地は極めて上々であるという好評を聞いております。この間臨時会、定例会において、条例の制定、予算等の議決を経なが

ら、新市の建設に向けて、各種の特別委員会を中心に審議、審査等を重ねているところではありますが、去る6月定例会において、市の総合計画審議会設置条例ができたものの、いまだに先の見えない現状にあります。地方自治法第2条第4項に、市町村はその事務処理に当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的、計画的な行政運営を図るために、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあることは、ご案内かと思えます。市町村の上位計画であるこの基本構想の策定について、次により市長の所見をお伺いをいたします。

まず第1点は、計画の構成と期間についてであります。基本構想と基本計画の期間をどのように考えておられるか。また、先刻決議をいただいた過疎地域自立促進計画と新市建設計画との関連についても伺いたい。

次に、総合計画審議会委員の委嘱と審議会の設置開催について、委員の数は条例で50人以内とあるが、どのくらいの人数を予定しているのか。また、地域審議会委員とのかかわりについてのお考えを伺いたい。

次に、基本構想と計画策定に民の知恵についてを伺います。市民の声や要望をこの基本構想、計画にどのように反映させるのか。例えば島の将来についての原稿を募集するとか、こういった住民参加についてのお考えをお伺いいたします。

最後に4点目に、答申と議会提案についてを伺います。答申と基本構想の議会議決の提案をいつごろ予定しているのか。以上、4点についてお伺いをいたします。

次に、大きい2番目として、日本一安全、安心の島づくりについてを伺います。私は、市議選において、島づくりの考え方について三つの柱を掲げ、その一つに人命と財産を守り、防犯、防災の取り組みを訴えてきたところでもあります。野市長は、施政方針の中で、消防体制の充実と救急業務の充実とを述べられ、また去る6月議会で議決された佐渡市過疎地域自立促進計画の中でも、島内の安全、安心と心豊かな生活実感できる健康な島づくりを目標に掲げております。私は、小中学校の安心、安全についてお伺いをいたします。さきに長崎県の佐世保市の小6女児事件、また本県三条市立井栗小学校で起きた小学6年生男児の傷害事件等さまざまな犯罪や事件、事故等が発生をしております。このような中で、島内には小学校37校、3,523人、中学校17校、1,966人と数多くの小中学校がある中で、防犯、防災の取り組みについて市長、教育長及び関係課長にお伺いをいたします。

①として、防災体制は万全かということで、地震とか、火災に対する防災避難訓練はどのようになっているか。

②として、命の尊さと体験学習等の取り組みについて、心豊かな子供育成のための子供の自然体験、社会奉仕体験、職場体験等これらの取り組みについてお伺いをいたします。

三つ目に、旧市町村には青少年健全育成町民会議、または青少年問題協議会の会がありまして、その協議会等の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

四つ目に、学校、家庭、地域の連携について、青少年に対する防犯教育の充実について、地域と行政の連携について、例えば町内会、小学校区においてのそれぞれの役割の分担がどのようになっているのか、お願いをいたします。

五つ目に、防犯ベルの携帯状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。話によりますと、両津、新穂、相川では、防犯ベルを携帯させていると聞いておりますが、全島的な小中学校に防犯ベルを携帯さ

せる気持ちはあるのかどうか。最近道路上で車で連れ去られる事件も少なくありません。これら防犯ベルを島内全校に携帯できれば、小さな予算で大きな防犯効果といいますか、犯罪抑止に努めることができるかと私は期待をしております。そこで、来年度の予算と言わずに、今後の補正予算で対応してほしいと思うが、いかがでしょう。安全、安心を守ってほしいという行政へのニーズは今まで以上に高まっているので、この実現を期待して、私の最初の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 池田寅一君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） おはようございます。それでは、池田議員のご質問にお答えいたします。

ただいまお問い合わせいただきました市総合計画の策定についての内容でございますが、計画の期間が一般的には基本構想はまちづくりの将来像を展望するという観点から、大体10カ年ということ想定して、目標にしておるわけでございます。それから、基本計画ではさらに全体を前期、後期と二つに分けて、これ5年、5年ということで、社会経済情勢の変化を踏まえて見直しを図っていくというふうになっております。また、新市の建設計画においても、同様の構成をしておることから、この例に沿った構成を予定して組み立てられております。

次に、過疎地域自立促進計画についてもお問い合わせがございました。これと新市の建設計画との関連につきましては、現時点では佐渡市のまちづくりに関する計画、この中で新市の建設計画が基本ということになっておりますので、これをもとにしまして、過疎地域自立促進計画など個々の計画策定が進んでいるところでございます。

総合計画審議会委員の委嘱と設置をどのように考えているのかということで、委員の数をお問い合わせいただきましたが、委員の数は50人以内で、知識、経験を有する者のうちから委嘱するというふうになっております。公共的団体、関係行政機関として佐渡地域振興局及び各地区から参加いただくことも念頭に置いて準備を進めているところでございます。

地域審議会委員と総合計画審議会委員の関係につきましては、原則として、地域審議会の委員の皆様以外のところでお願いするというつもりにしております。

さらに、計画策定に住民あるいは民の知恵についてどのように反映するかということでございますが、審議会委員に市民の代表の方をお願いするという構築を今考えておりますので、そういう意味で個々の参加についても当然念頭には入れなければいけないとは思いますが、一応今のところは市民の代表の方々を選定するという形で、市民意見の酌み取りをお願いしたいというふうに考えております。

それから、答申と議会提案についてですが、答申と議案の議会提案はいつごろかということでございます。審議経過によって変更も想定されるところでございますが、基本構想は6月の議会に目途して計画を進めているところでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 教育行政について、石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） おはようございます。それでは、日本一安全、安心の島づくりについて、特に小中学校の防犯、防災についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおりに私自身も離島の生き残る一つの道として、安心、安全ということが非常に大事

だし、この島の特性を生かして、それが達成できるのではないか。その地域の特性を生かして安心、安全の島づくりに努めていく必要があるなど、このように常日ごろ考えているところであります。

早速一つ目のご質問の防災体制は万全かということではありますが、防災に対しましては、各学校では大体1年に2回は最低行っていると思うのですが、避難訓練というのを実施しております。台風や豪雨のときの集団登下校の実施や登下校時間の変更、細心の注意を払っておるところであります。一方、防犯に対してでありますけれども、例えば学校に不審者を入れないようにする柵等の設置はありませんし、万全かと問われますと、なかなかそうは申し上げられないのが実情であります。ただ、またこれが都会のように塀で囲われた中で生活する、安心でありますけれども、それがいいのかどうか。佐渡は佐渡としての地域とのふれあいの中で学校があると。そういう中でどう安全を確保していくかというようなことが佐渡の課題ではないかというように考えております。限られた予算の中で、できる対策については、例えば学校の危機管理マニュアルの作成、防犯訓練、校舎内の安全点検、通学路の点検等それぞれの学校ごとに地域、家庭と、PTA等と協力しながら行っているし、緊急時には警察や消防署に直ちに通報するなどの体制をとって、防犯体制に努めているところであります。今島内でどこの地域、学校でも、不審者とか、何か危ないことがありますと、直ちにファックスで教育委員会に情報が集まりまして、それを各学校へ送ると、こういう体制をとっておるところであります。

命の尊さと体験学習等の取り組みについてであります。議員ご指摘のように長崎佐世保小事件や三条の井栗小事件は、本当に私どもの常識ではなかなか想像しがたいような悲惨な事件でした。このような事件を未然に防ぐためには、命を大切に教育を地域ぐるみで取り組む必要があると感じております。学校では、小動物の世話をする活動、あるいは植物を育てる活動、他校の児童生徒や高齢者との交流というようなことを進めて、体験を重視した活動を行っております。また、いわゆる道徳教育においても、命の大切さを指導しているところであります。この命の大切さというのは、これは学校ではもちろん行っているわけですが、学校だけではなかなか実現しません。地域や家庭での役割が非常に大きいと考えておりますので、地域子供会あるいはPTA、そういうところで共通理解を図りながら進めているところであります。

それから、3と4の質問は関連がありますので、一括してお答えします。まず、青少年健全育成町民会議につきましてですが、現在のところ一部地区を除いて解散している状況であります。このため市民の参画を得て、青少年の健全育成を広域的に推進していくには、各地区の教育事務所と十分な連携を図って、佐渡市青少年育成市民会議、これは仮称でありますけれども、早急に立ち上げたいと考えております。

次に、青少年問題協議会につきましては、青少年に関する総合的施策についての調査や審議を行う重要機関であることから、現在協議会設立に向けて委員選定等の検討を実施しているところであります。小中学生の防犯に関することにこの2団体が中心となって取り組むとともに、家庭、地域と学校三者一体が防犯事業にあるいは奉仕、体験活動あるいは読書活動等の推進を図りながら、青少年に誇りと責任の自覚を高められる事業展開をしなければならないと考えております。

最後に、防犯ブザーの件ではありますが、これは議員ご指摘のとおり合併前の旧市町村によって、防犯ブザーを配布されたところとされていないところがあります。配布の形態もまちまちですが、現在何らかの形で配布されている学校数は、小学校が36校中11校、中学校が16校中11校、今後の取り組みにつきまして

は、現在配布している学校のこれはいろいろご意見もありますので、活用度とか、効果等を調査して、もし非常に有効であるというようなことになりましたら、検討していきたいと、このように考えておるところであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 池田寅一君の質問を許します。

池田寅一君。

○18番（池田寅一君） 今ほどのご答弁大変ありがとうございました。市長にもう一度お伺いをいたします。

基本構想は、議会の議決を要するわけですが、基本計画については議会の議決は要らないわけなのであります。今後基本計画も議会の議決要件といひますか、議決事項として考えることができないか。というのは、全国的に基本計画も議会で議決するという流れに変わってきたようであります。そのことを踏まえて、そのお考えがあるかどうかをお聞きしたい。そして、基本構想の策定については、佐渡に生まれてよかった。住んでよかったという夢と希望の持てる島の将来像をぜひ策定をされるようにご期待をしたいと。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） ただいまの質問は、基本構想ばかりではなくて、基本計画も議会の議決を経るようになればいいではないかということでございまして、ほかの自治体においても、そういうことが行われるということでございまして、ほかでやっているかどうかは別にしまして、始まったばかりのこの基本構想と基本計画の策定につきましては、十分検討しまして、皆さん方に納得いけるような結論を出したいと思っております。今のところは入ったばかりで、まだ今のところはそこまで計画はしてありませんが、また皆さん方のご意見をお聞きして進めていきたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 池田寅一君。

○18番（池田寅一君） 大変ありがとうございました。それでは、市長さんでも教育長さんでもよろしゅうございしますが、安心、安全の島づくりについてもう一度ご答弁をお願いしたいと。

東京23区の1.5倍の面積を有する我が佐渡島、全国で有人離島が432島、そのうち離島振興法で対象になっておる離島は263島あると聞いております。一番大きい佐渡島、ぜひひとつ安心、安全の島として日本一として、金メダルをとってほしいと思っておりますが、その考えはいかがでしょう。そのために安心、安全のまちづくり条例を制定するお気持ちがあるかどうかをお伺ひいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） 佐渡島は、離島の中でも一、二を争う大きさでありますし、今までは比較的静かで事件、事故も少のうございました。我々も子供のときからかぎをかけずに家をあけたり、あるいは車のかぎをかけないなどという非常にそういう面では平和な島でありましたけれども、最近特に本土で厳しいいろいろな問題も起きています。日本で一番安全な島づくり条例のご提案がございました。今のところはそれ考えておりませんでした。これも安全にこしたことはございせんし、これもまた教育長等と、特に子供さんの安全については、重大関心事でございます。これも教育委員会と協議を進めながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 池田寅一君。

○18番（池田寅一君） ぜひひとつ期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、臼杵克身君の一般質問を許します。

臼杵克身君。

〔5番 臼杵克身君登壇〕

○5番（臼杵克身君） 一般質問に先立ちまして、このたびの台風により農産物に被害を受けられました農家の皆様に心からお見舞い申し上げます。

通告に従いまして一般質問を行います。まず、第1点でございますが、外部監査制度を導入するお考えがあるかどうかについてお伺いをいたします。この制度は、平成9年6月に地方自治法の一部改正によりまして導入されたものであります。普通地方公共団体の事務、事業等について、従来の監査委員制度に加えまして、外部の監査委員、つまり公認会計士、弁護士等の専門の知識を有する方ではありますが、この監査委員により監査を行うことができる制度であります。監査の種類には二つほどございます。包括外部監査と個別外部監査がございます。実施に当たっては、条例を定めて行う必要があります。条例が制定されるとすれば、包括外部監査契約は、市長が監査委員の意見を聴取し、議会の議決を経て、毎会計年度ごとに包括外部監査人、これは公認会計士とか、弁護士さん等ではありますが、と契約をするものでありまして、包括外部監査人は、毎会計年度1回以上外部監査を実施し、その結果に関する報告を監査委員、議会、市長及び関係のある委員会に報告をすることになっておるものであります。

また、二つ目の個別外部監査契約には、五つほどございまして、地方自治法第75条第1項の規定によります選挙権を有する者からの事務監査請求、同じく自治法第98条第2項の議会からの監査の請求、同じく法第199条第6項の市長からの監査の要求、同じく199条第7項の市長からの財政援助団体等の監査の要求、それから地方自治法第242条第1項の規定による住民からの監査請求、この五つにつきまして監査請求をする者から監査委員の監査にかえて個別外部監査人の監査請求があった場合のみ実施する制度であります。これも議会の議決を経て契約をするものでありまして、監査結果報告は議会、市長及び監査委員並びに関係委員会に提出するものとされております。

佐渡市の場合は、導入は自主的な判断で行う。つまり任意の実施団体であります。都道府県、政令指定都市はこの制度は導入することが義務づけられておるものであります。合併間もない佐渡市の行財政につきまして、佐渡市の組織に属さない外部の専門的な知識を有する外部監査委員による制度を導入することは、将来に向かって佐渡市の行財政の基盤を確立する上で、非常に有益であると考えますが、市長は外部監査制度を導入するお考えはありますか。また、外部監査制度導入についての代表監査委員の見解を求めらるものであります。

2番目でございますが、海洋深層水の利活用と地場産業の振興についてお伺いします。海洋深層水利活

用施設につきましては、地元松ヶ崎地区はもとより、市民の寄せる期待も非常に大きなものがあるようであり、非常に大きな経費も投資をいたしております。佐渡の産業振興の起爆剤となり、地場産業の振興に大きな役割を果たしてもらいたいと願うものであります。昨日の新聞にも記事が載っておりましたが、4月から創業いたしまして、半年を経過いたしておるわけであり、この間の営業成績等についてお伺いしたいと思っております。

①番目は、建設時の利活用のもくろみ等の販売といたしますか、営業活動目標といたしますか、この数値等を示されたいと思っております。

2番目に、地場産業振興対策をどのように取り組むか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから3番目に、16年度の目標数値と目標達成見込みについてお伺いをいたします。

4番目に、さきに7月ですか、市長の行政報告の中でも話がございましたが、某企業の進出調印が行われました。この進出企業のもくろみ、概要等についてお聞かせをいただきたいと思っております。それから、今後の営業活動等の取り組み対策等はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

大きな3番目としましては、学校建設に当たっての基本的概念はどう考えるか、お聞きいたします。平成17年度以降新穂小、真野小等の小学校の改築計画があります。学区の再編につきましては、さきの議会定例会でも論議があったところであります。私は、校舎建設そのものについて質問をいたします。学校建設に当たっては、学習効果の上がる施設環境を整備することは、当然であります、華美に走る必要はないと思っております。基本設計のコンセプトを教育委員会として話し合われたことがありますか。次の事項について教育委員長としてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

一つ、画一的な校舎でなく、意匠もその地域、地域の文化特性を加味する必要があると考えますが、いかがでしょうか。例えば私真野ですので、真野の場合ですと、史跡の里にふさわしい意匠というふうなものが必要かと思われま。

次に、人類は今地球環境の保全や資源の確保といった重大な課題に直面いたしております。その切り札と目されるものが環境に負荷をかけない自然エネルギー発電であります。中でも太陽光発電は、近年変換効率も向上し、普及も著しいものがあります。太陽光発電を校舎に設置することは、児童生徒が地球環境問題に関心を持つことともなり、教育上の効果も大いに期待できると思っております。まだコスト高ではありますが、環境に優しく無尽蔵とも言える太陽光発電を校舎の設計の一部に取り入れるべきと考えておりますが、所見をお伺いいたします。

3番目に、佐渡産木材を使った木質系の校舎は温かみがあり、ぜひとも取り入れていただきたいと思っております。また、木材は可能な限り佐渡産の地場の木材を気候に合った木材、佐渡の木材をぜひ使っていただきたいと思っておりますが、このことについても見解をお伺いいたします。

大きな4番目でございますが、佐渡国分寺史跡の本調査のスケジュール等についてお伺いをいたします。ご案内のとおり佐渡国分寺は、西暦741年聖武天皇の詔により、全国六十余所に68カ所、新潟県内では越後国分寺と佐渡国分寺の2カ所があります。国家の保護のもとに栄えました国分寺も、律令体制の衰退により傾き、佐渡国分寺もその例に漏れなかったとされております。西暦1301年には、落雷により七重の塔を焼失、西暦1529年には火災により寺堂を焼き、宝物を失ったと言われております。寺堂は復興され、現在の国分寺となっておるものであります。佐渡国分寺史跡の遺構は、金堂、回廊、中門、南大門、塔跡、

神道跡がわかっております。まだ国分寺二寺や国分寺史跡そのものの全容が明らかではありません。昭和4年文部省史跡保存地として指定されました。また、昭和46年から3年かけまして、文化庁の史跡整備計画の一環として、史跡公園として整備されて現在に至っております。平成11年度から15年度まで県道阿仏房新町線改良事業の施行に伴い、この遺跡の本発掘調査が行われてきた経緯があるのであります。

佐渡国分寺跡は、開発の手が入っておらず、遺物の残り方が極めてよく、全国的に例を見ない貴重な史跡として文化庁のお墨つきも得ております。この史跡の発掘調査をし、将来的には国分寺の復元というふうなところまでを考えていく必要があるかと思われませんが、それには多大な経費と年月、さらには物を収蔵する収蔵施設等が必要と思われれます。まずは、発掘調査を行うことが先決であると思っておりますが、教育委員会としてどのような計画をされておりますか。また、具体的なスケジュール等について教育長からご答弁をお願いいたします。

なお、答弁に当たりましては、長及び行政機関の長以外の説明員の方につきましては、お答えいたしませんというようなことではなくて、説明いたしますというふうに使分けをしていただけるとありがたいと思っています。これは要望であります。

以下、また再質問をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 白杵議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の外部監査制度につきましては、質問の中にもありましたとおり、平成9年6月に地方自治法の改正により、地方自治体のより効率的な財政運営、より適正な予算執行、より合理的な対策手段の選択等を内部の組織である監査委員が監査するだけでなく、外部の組織である監査人に監査してもらうことによって、行政の公正性、能率性を高めることができるという認識に立って導入されたもので、都道府県、指定都市、中核都市には導入が義務づけられており、その他の市町村においては条例を定めることによって実施ができるというのはご質問の中であつたとおりでございます。外部監査制度は、外部監査人が自らの主体により、独自の判断で監査する包括外部監査と住民監査請求や議会や市長の請求に基づいて監査する個別外部監査があるということも同じくご質問の中にごございました。外部監査人には、先ほどもありましたように、公認会計士等の契約によってなされるわけございまして、専門家としての外部の豊富な知識により意見を得られるというメリットがございます。

そういうことではございますが、現在のところは外の例で言うのもちょっとはばかられますが、新潟県においては中核都市を目指す新潟市だけということでございますし、なかなか公認会計士等が必要になるということでもございますので、人材等につきましても、なかなか簡単にはそうはいかないのではないかと考えております。現在の監査人の皆さん方のしっかりとした監査を大いに期待する。その後徐々に検討させていただきたいと思っております。

それから、海洋深層水の利活用による地場産業の振興策への取り組みについてご説明します。その中の一番先にありました地場産業振興の振興策及び計画時の利活用の需要予測数値等のもくろみを示されたいということでございます。佐渡海洋深層水関連施設のもくろみ等の販売目標数値でございますが、当施設

の取水能力は、日量1,200トンということになっておりまして、水産利用に700トン、残り500トンはそれ以外の非水産と言われますか、それ以外について使われる計画でございます。水産利用につきましては、クロアワビの種苗生産の取り組み、年10万個の生産を予定しておりまして、これを佐渡海域に放流いたします。クロアワビは佐渡近海にありまして、非常に値段も高うございますし、なかなか生産が難しいものでございますが、これは非常に清浄度が高い海洋深層水に適していると言われ、現在親貝を養殖しておりまして、準備をしているところでございます。

また、時化などで出漁できないときの対応と価格調整のためにホッコクアカエビ、ズワイガニ、サザエ、ナマコ等の蓄養を行いますし、現在も既に一部実験的に行っております。海水氷、海水によって氷をつくりまして、それを使っての鮮度保持、漁船積み込みや漁港の衛生管理、珪藻培養研究、冷水魚研究等、試験研究に利用しておりまして、報道にもありましたとおり0.7%の海水で海水氷をつくりますと、冷水傷みも少なく、正常な水のために常に出荷したホッコクアカエビの価格が1割程度高く販売できるという実績がございます。

非水産利用の500トンにつきましては、脱塩等の処理をしまして、食品、農業、健康分野、また大学等公設研究機関で利用するという予定になっております。

(2) 番目に、16年度の目標と達成見込みでございますが、佐渡海洋深層水活用施設につきましては、16年3月までに取水施設、分水施設、水産施設、製氷施設が完成したものでありまして、まだまだそういう意味では未知な部分が多いために、具体的な数値目標は定められておりませんでした。現在の利用状況を申し上げますと、日平均6トン程度の分水量であります。株式会社シュウエムラ、これはご質問の某企業というその企業でございますが、開業する来年には日当たり相当量の深層水が利用されるのではないかとこのように考えておるところであります。これは、とりあえず飲料水に利用するというところでございます。脱塩の海洋深層水の食品利用と申しますか、そういうものの利用目標でございます。現在もう既に海洋深層水を使った塩を製造しておるところでございますが、これも非常に人気があるということで、増加することが予想されております。

それから、3番目の企業の進出協定調印、これのもくろみ内容につきましてご説明いたします。先に進出調印が行われましたシュウエムラさんにつきましては、既に新聞、テレビ等でご承知のこととは思いますが、去る7月7日新潟県庁において株式会社シュウエムラと佐渡市が新潟県知事立ち会いのもとに海洋深層水を利用して事業を行う旨の企業進出協定が締結されました。この工場生産する製品は、先ほども述べましたように、海洋深層水を利用しましたミネラルウォーターと高ミネラル水、にがり等の水でありまして、生産数量等につきましては、10月の工場建設着工に向けて、プラントもあわせ、数量等の検討を現在行っているところでございます。なお、概略今まとまり上がりつつございます。今現在の計画では、来年の5月ごろには操業開始し、生産体制に入りたいということで話を聞いておるところであります。

営業活動等の取り組み状況についてであります。もともと海洋深層水事業は、水産業の振興と非水産における海洋深層水を利活用する企業誘致による雇用の創出による地域活性化を目標としております。旧畑野町では、平成14年から職員1名を新潟県産業労働部産業振興課に派遣し、企業誘致活動と海洋深層水の宣伝を行ってきました。平成16年も同様に全力で取り組んでいくところではございますが、新潟県下で非常に興味深く受け取られておりまして、島外にも販売しようということで、企画が今練られていると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 代表監査委員の答弁を許します。

代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） 代監の清水でございます。ご説明申し上げます。

今ほどの外部監査の関係につきましてのご質問でございますけれども、私ども監査委員2名、議員各位のご理解と、それから市長始め、行政関係者のご協力を得まして、現在粛々と業務を執行しているところでございますが、この新市に入りまして、予想以上の事務量、業務量が執行されております。そういった中で、通常私どもが監査させていただいた段階で、15から20%程度確実に把握できれば合格点というふうにご教えられておるところでございますが、今現在の状況からいきますと、まだ始まったばかりの監査体制、それから執行状況のルールというようなものがない部分がございます、今の段階だとことしは5%から10%程度の確保、確認ができればなというふうな危惧を持っておるところでございます。昨今行政執行等に対する住民のニーズというものは多様化の一途をたどっております。それにあわせて、高度の専門知識並びに実技、技能が要求されているのはご存じのとおりでございます。議員並びに市長答弁のとおり、外部監査制度は監査委員監査を補完し、独立性、専門性、透明性が確保されることを目的として制定されたものでございます。この外部監査につきましては、私どもの現監査体制でございますが、これらの見直しも含めまして、適用に当たっては、住民への透明性確保を十分ご理解いただき、今後に向けてご検討いただくことをお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、学校建設に当たっての基本的概念についての答弁を許します。

教育委員長。

○教育委員長（豊原久夫君） それでは、白杵議員のご質問に答えさせていただきたいと思っております。

学校施設の建設につきましては、今のところ佐渡市教育委員会としましては、具体的に話し合いは持っておりません。しかし、佐渡市が設置者でございますので、いろんな問題、学区の問題とともに、これから精力的に取り組んでいかなければならぬと、そういう課題となっております。その場合に基本的に大事にしたいことは、地域性、そしてまた地域の要望というものを十分に踏まえて進めたいと、そのように考えております。

それから、基本的なコンセプトについてでございますけれども、従来のような画一的なコンクリートブロックの校舎と、その建設ではなくて、早くそれを脱皮しまして、地域性に合った佐渡の自然、また文化にふさわしいそういう校舎、我々がほっとできるような、そういう校舎をつくっていききたいなど、これは夢であり、希望であり、実現してもらいたいところなのですけれども、考えております。

それから、今は地球的に問題になっておりますエネルギー問題、あるいは環境問題、これを佐渡の子供たちが毎日の学校生活の中で体験しといいますか、実感するような、そういうものも加味していかなければならない。これは今後生きていく子供たちにとっては、大事な教育になろうかと思っております。具体的に国、県の動向についてご紹介いたしますと、国の文教施設におきまして、エネルギー、環境問題を学校教育の中に取り入れることにつきまして、学校教育における環境教育の推進あるいは環境を考慮した学校施設、エコスクールの整備ということで、ただいまパイロットモデル事業を推進しております。全国で88カ校行

っているわけでございます。それから、県教委といたしましても、同様に学校教育の重点事項としておりまして、15年度には県下3校、16年度には2校調査、研究を行っております。それから、エコ運動の取り組みにつきましては、小学校607校中380校、中学校243校中117校、非常に数は多くなってきておりますが、これは今後ますます盛んになっていくものと考えます。

実は、一昨年度、昨年と真野の教育委員会といたしまして、小学校の建設を目指して、その資料を得るためにエコスクールあるいはまた木のぬくもりの学校を視察させてもらいました。エコスクールの場合について申しますと、訪問した先は柏崎の小学校なのですけれども、そこでは体育館の屋根のところ太陽光パネルを敷き詰めまして、そしてそこで電気をとって、教室の照明にしていると。あるいはまた屋上にたまる雨水をそれを使ってトイレ用の用水にすると。あるいは学級園にかける水の用水にすることを取り組んでおりまして、そういう教育をした結果、学校の子供たちはどういう反応だったかといいますと、電気をまめに消すと。あるいは水の節水ということに努めるようになったということ聞いております。

それから、この木の学校につきましては、先ほどのお話のようにぬくもりのあるということでございますが、島内におきましても、吉井小学校、金井小学校、後山小学校の校舎建築あるいは教室、いす、机に使用しておりますので、これからの佐渡の小中学校での建築あるいは施設設備の充実には大変いい経験になっていくのではないかと思います。

それから、この木のぬくもりについて、五泉市の橋田小学校へ行って見たときの感じですが、正面入りますと、大きな丸木がありまして、本当に天井も高い。そういうところで子供たちは授業からの圧迫感を受けて休み時間出てくるわけですが、木を見ると心がいやされるということも聞きました。佐渡の子供たちのことを考えてみますと、佐渡の子供たちというのは、まじめであります。しかし、頑張りがきかないと。そういうようなことをよく聞きますし、私どももそう実感しておりますが、そういう子供たちにとって木造校舎はどのような意義があるのかということなのですが、私は心をいやすための木造校舎も大事でありますけれども、歌の響きにあわせて、心身ともに鍛錬する。そういう木造校舎もぜひつくりたいと、そのように夢であり、希望でありますけれども、やっていきたいなと、そう思っております。議員の皆様方のご指導と、またさらなるご支援を賜って私どもの研究、調査を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、佐渡国分寺史跡の本調査についての答弁を許します。

石瀬教育長。

○教育長（石瀬佳弘君） 佐渡国分寺史跡の調査のことではありますが、佐渡国分寺史跡というのは、議員ご指摘のとおり私自身も佐渡市の貴重な財産だというように認識しております。平成14年度に旧真野町教育委員会で史跡周辺確認調査を計画すると同時に、平成15年度に史跡佐渡国分寺跡調査検討委員会を立ち上げ、史跡東側の寺域等の確認のため、約500平方メートルの確認調査を実施しました。平成16年3月に調査報告書を刊行しております。さらに、平成16年から19年度にかけて引き続き建物の跡、中央伽藍跡、寺域境界等の確認のため、約2,750平方メートルの範囲で調査をし、調査報告書を刊行して、遺跡の範囲を確定して国指定史跡と今しているわけですが、範囲を拡大していきたいと、このように予定しております。

これらの確認調査の結果をもとに、平成20年度には今後の史跡整備基本計画を策定しまして、平成21年

から25年度までの間、建物跡、塀等の復元的整備、体験学習、情報提供施設等の建設、ガイダンス施設等の設置を進める予定となっております。

また、史跡整備と並行しまして、国指定史跡及び追加指定された史跡範囲の土地を公有化すべく、用地交渉と買い上げも進めたいと考えておるところであります。

以上のような計画になっております。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 代表監査委員の方にお伺いしますが、先ほどのお話ですと、新市が発足して間もないということもありますが、監査が必ずしも十分でないというようなふうに私はお聞きしたわけなのですが、その体制のことについても検討をというふうなくだりがあったかと思いますが、つまりこれは自治法に定められておる監査委員を3人置くことができるということですが、現在お二人なのです。あと1人があるといいなというような希望を述べられたものかどうか。その辺を確認させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） ご説明申し上げます。

体制の中で今議員おっしゃいましたように、3人まで市の場合置けるわけですが、これは条例化が必要でございますので、これまた後ほどご検討いただきたいと思いますが、佐渡と同じぐらいの市の体制の中で、議選の方とそれから私のような監査委員と2人というのはどうでございます。ですけれども、町村と違いまして、市の場合は専任の職員が数名おるということになります。その職員でもって事前調査ができると。その問題点が出た場合、私たちの場合には合議制でございますので、2人で協議しまして、結論を出していくという一つのやり方も方法としてあるわけです。あるのですが、今当市の場合にはそこまでいっておりませんので、そのあたりの検討もひとつ議員さん方、執行者等含めてご検討いただければありがたいという気持ちで申し上げました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 先ほど市長の方から将来検討するかもしれないというようなちょっとニュアンスとしてははっきりしないご返答をいただきましたが、新潟市の例もありましたが、確かにこれはその団体が自主的に判断をして導入するという制度でございますので、新潟市の場合は自主的に判断をして導入されているかと思えます。新潟市と佐渡市では非常に人口規模等も違いますが、それだけ規模が違うからというような性格のものではないとは私は思うわけです。この議場におられます高名な議員の方の引用すれば、7万人自治体でございます。ぜひこの7万の自治体にふさわしい監査制度というものがあっていいかなというふうに考えております。

また、佐渡市の場合ですと、際限のない行財政需要があるわけです。それに加えて、病院経営事業等も抱えてございます。合併後間もないわけですが、今がこういう外部の監査委員によりまして、いわゆる佐渡市の健康診断をしていただくというふうな好機ではないかというふうに考えておるわけですが、市長のご見解をお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

野市長。

○市長（野宏一郎君） 確かに佐渡市がスタートして監査される体制があるいは準備の体制がしっかりしてまだないということもあるかもしれません。この後ずっとこの体制でいけるのかどうかも含めて、十分検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 検討されるということですが、検討という言葉は非常にいい言葉でございます、何となしに期待感を持たせていただけるわけなのですが、もっとはっきりご返答をいただくとありがたいわけです。つまり市長の今の任期中にこういう制度を導入する考えはないかどうか。その点をまず1点お伺いします。

それから、これはぜひ私は導入することによって、先ほど代表監査委員の方からも話がありましたように、佐渡市の事業運営等について透明性を高め、さらには市民の信頼を得るためにはどうしても必要な制度かなというふうに私は考えておるところでございますが、ぜひひとつそういう方向に持っていただきたいと思いますということをお願いしたいと思いますが、先ほどの件について市長の見解をもう一度お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 私の任期の間にどうかということですが、検討するというのは、十分この仕事量と大変な業務であるということもヒアリングでお聞きしております。その必要性も含めて、私の任期中にどうかということは言えませんけれども、十分精査して対応したいというふうには思っておりますので、ご了承願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） それでは、海洋深層水のことについてお伺いしますが、これは数字的なこととなりますので、場合によりますと、企画情報課長から説明いただくとありがたいわけなのですが、先ほど建設時の目標が1,200トン、そのうち700トンが水産、あと500トンが水産以外の分野だというふうにお聞きしました。この水産以外の500トンの利活用のめどとございますか、それは今立っておるのでしょうか。先ほどちょっとお聞きしました企業の進出あたりにつきましても、まだ使用数量がはっきりしないというふうなことなのです。水産の方は何とか養殖等ですから、大量に水を使うことでわかりますが、あとミネラルウォーターとか、にがりとか、きのうの新聞にも載っておりますが、味塩というふうなことで宣伝もされておりますが、こういうふうな今の状況、それから今後の展開の見込みというふうなものを可能な限り具体的にお聞かせいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、現在の状況について説明をさせていただきます。

今非水産部門につきましては、500トンということでありまして、24時間500トンの海洋深層水を供給できる体制にあるということでもあります。どういうところに現に使われているか。私ども行政だけの部分ではなかなか難しいところがありますので、外部団体といたしまして、佐渡海洋深層水利活用協議会というものを設けております。その中では、農業協同組合あるいは商工会、土産品生産者連盟、あるいは酒造組合、みそ工業協同組合等佐渡の各種の団体の方々からお集まりいただきまして、検討をしているところで

あります。その中で、今現在使われているのが先ほどお話ありましたみそとかあるいはパン、食品、そういったものに活用しているというところであります。先ほどシュウウエムラという会社が来年5月に操業いたしますと、相当量の海洋深層水の利用が見込まれるということでありまして、そのことに私ども大いに期待をしておるところであります。その中では、清涼飲料水といたしまして、年約500万本の生産に乗せたいと。また、にがり等では年200万本の製造を目指しておるところでありますので、かなりの部分がその中で対応していけるのではないかとというふうに考えております。まだまだ無尽蔵の分野でありますので、この後も対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 進出する企業の使用する量が相当量ということなのですが、つまり水産以外の500トンのうちのどの程度の割合を占める見込みになりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） 済みません。相手方の企業のこともあるものですから、具体的に何トンということは申し上げにくいわけではありますが、約1割程度強については利用していただけるものというふうに理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） この海洋深層水の利活用につきましては、今度の議案にあります辺地の公共施設の整備のところにも5億を超える事業が3カ年で計上されておりますが、端的に申し上げますと、500トンのうち10%程度は進出企業が使うのではないかと。あと製塩というのですか、味塩とか、そういうことで販売するのだと思うのですが、まだまだ500トンに対する達成度といいますか、これはこの後大いに営業活動をしていただいて、ぜひ地場産業の振興に役立つような方向で考えていただきたいと思います。

それから、今協議会をつくってというふうなお話もございましたが、これは運営そのものを佐渡市が直営でやるのがいいのか。あるいは場合によっては民間のノウハウを持っておるような方をお願いした方がいいかと思うようなところもございますが、この辺の見込みというか、お考えについて市長にお考えをお伺いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 野市長。

○市長（野宏一郎君） 最初に、1割はシュウウエムラさんが使っていただくと。そのほかはどうかといいますと、もう既に対岸の温泉といいますか、お風呂に使っていただいていたりと、結構そのままの水で売ってほしいという要望がたくさんあって、それでは運ぶのにどうしたらいいのだろうというふうないろんな問い合わせがあるようでございます。それで、この後そういう中で佐渡に雇用をふやす意味では佐渡に工場をつくってもらいたいだけでも、そうかといって、佐渡に工場がつけられるような要件を備えた企業がいるのかどうかというふうなこともございます。原則としては、民間にやってもらうということが非常に大事ではないかと。そういう意味で、さきの協議会、利活用の促進協議会もできるだけ県内の多くのノウハウを持つ企業に声をかけているようでございますし、ぜひというふうをお願いしているところで、原則から申し上げますと、民力、民間力を使っていただくというのが第一だというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） ぜひこの海洋深層水の利活用については、極力積極的に取り組んでいただきまして、

市民あるいは地元、松ヶ崎の期待にこたえるように頑張っていたきたいと思います。

次に、学校建設についてでございますが、エコスクールというようなものが現在非常に叫ばれておりますが、先ほども柏崎の体育館に一部太陽光パネルを導入してというふうなことでございます。確かに表裏日本という表現の仕方今はまずいのですが、日本海側は冬期間は確かに雲が厚く、日照量が少ないというふうなことで、太陽光エネルギーを利用するのはなかなか難しい面もあるのだらうと思いますが、調整電源等を入れることによって、十分それは対応できるというふうに私どもはかない知識ですとあるようでございますが、この辺のことについて今詳しい豊原委員長のご説明をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

教育委員長。

○教育委員長（豊原久夫君） 佐渡における日照量のことなのですけれども、実は今のご質問のように裏日本、裏日本という言葉は余り使っていきませんけれども、関東にあるいは関西に比べまして、新潟県の場合はそういう地域でございますので、少ないことは確実でございます。しかし、どれだけ利用できるかということにつきまして、実は真野中学校の先生、非常にその辺堪能でございますので、器具を使って今検討してもらっております。場所は両津の秋津なのですけれども、またそのデータを中心としながら、各中学校あるいは小学校でも検討しまして、特に冬期間の日照量、それに対する電力のアップ、ダウン、どうなっていくかというようなことについて検討していかねばならぬと思います。それは、学校あるいはまた民間の方にも委託をする場合も出てくるかと思えます。

それから、新エネルギーの方ですが、風力というもの、これは佐渡は各地に見られますが、あの風力を使いながら、佐渡全体としてどうなるかという、特に佐渡の場合は防災の観点からもし石油等の輸送がとまったら、非常に大変なことになるわけですが、佐渡自体でもって、自身でもって資源エネルギーを大いに使って、そしていざという場に備えるという観点も大事かと思えますので、そういうもろもろのことをまた学校教育の中でのぞいてみたいという考え方も持っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） ぜひ今のようなことを研究をしていただきまして、この佐渡におきましても、無尽蔵と言える自然エネルギーを利用した校舎の一部に取り入れられることを強く望んでおります。

それから、佐渡産木材をできるだけ使用していただきたいわけですが、ただ外材に比べまして高いとか、あるいは納期の問題というふうなものが過去にある町村の施設であったように聞いております。しかし、これは佐渡の産業振興にもかかわる部分でございますので、少々割高な部分があってもこれは何とか工夫をして取り入れていただけるというようなことでお考えをいただきたいと思えますし、また校舎建築に当たっては、教育効果を上げるに必要なことは十分な施設が必要だということはわかりますが、ぜひぜひいたくとか、そういうものに走らない建築、実用的といいますか、そういう校舎建築に努めていただければありがたいなと思っております。この佐渡産木材の部分については、工事の実施段階になることでありますので、これはこの辺でおきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で白杵克身君の一般質問は終わりました。

次に、渡部幹雄君の一般質問を許します。

渡部幹雄君。

〔55番 渡部幹雄君登壇〕

○55番（渡部幹雄君） それでは、お昼後ちょっと眠いのでしょうかけれども、若干の時間をおかりいたしまして、私は台風がもたらした被害に集中して質問するものであります。一番被害の大きかった水稲を中心にして質問を続けますけれども、ことしは春先から比較的気温も気候も順調でありまして、水稲の出穂も5日から1週間ぐらい生育が進んだ。そういう中でことしも豊作かなという期待があったのですが、8月の19日の深夜から20日の未明にかけて、南西の風が強く吹いたため、大きな損害を与えたのであります。一番ひどかった秒速10メートル以上の風が吹いたのが19日の午後10時から翌20日の午前12時まで、約15時間にわたって吹き荒れております。その中でも特にひどかったのは、20日の未明2時から3時にかけて秒速38.3メートル、こういう風が吹き荒れております。その結果、ふだんの風ですと、風上の西からいきまして、藤津川までは比較的被害が多く発生するのですが、藤津川を超えると奇妙に稲の色もようございまして、被害もそれほどなかった。それが今までの風の状態だったのですが、38.3メートルというのは、それだけでは済まされなかった。もっと風下の東まで潮を運んでいった。そういう結果になっております。

9月1日の全員協議会の中で、8月23日現在の結果をお示しいただきましたけれども、その後9月1日現在でさらに被害がふえた。それは、新聞紙上で私ども見させてもらいましたけれども、今のところの推定被害が1万787トン、佐渡全体の収穫量が過去10年間平均しますと2万7,000トン、この5年間ですと2万2,000トンから2万5,000トンを推移しております。そのうちの半分1万トン余が被害を受けたのでありますので、いかにこの影響が大きいか。農家経済に与える影響が大きいかということが推測されるものであります。その後9月6日ですか、またさらに結果が出たようでございますが、現段階における最終的な被害はどのくらいに上っておるのか、お尋ねするものであります。

また、農業共済組合では精力的に今1筆ごとの被害調査を進めておりますけれども、その中間報告、1反歩当たりの中間報告が農済から市の方へ上がってきたか、お尋ねするものであります。8月22日市長は朝早くから島内をめぐって被害状況を視察になられたと伺いますけれども、私は市長にぜひこれは災害対策本部を立ち上げないと大変なことになりますよということと、アースセレブレーションに知事が参っておるものですから、知事にぜひ現地を視察してもらうようお願いしてみたらいかがですかということ提言しましたけれども、市長は被害状況は知事には報告するけれども、現地へ視察をいただくのはという、ちょっとお言葉を濁されましたけれども、秋田県では寺田知事が八郎潟、これはちょっと日は遅くなのですが、9月になって現地調査、現地視察をしております。八郎潟の被害も多うございまして、山形でも塩害、これは多うございまして。そういった中で、ことしは全国的に水害もあり、それから西日本に台風の影響が非常に多うございまして、かなりの米の減収になる。そのように考えております。8月15日現在の統計事務所の作況指数におきましては、平年並みよりややよいというような数字が出ておったようですが、あれはとんでもないものである。私どもも8月15日現在はよかったのですが、その後の被害がいかに大きかったか。そういうことが顕著に出ております。

被害の状況は以上のとおりですけれども、それではその被災者に対して市としてはどうすることが対応できるか。そういうことに話題を移してまいります。市税、佐渡市の市税が市民税、固定資産税、国保税、

あるいは介護保険料等の賦課金がありますけれども、これらの減免措置はとれないのか。もし減免措置がとれないとしたら、納期を延期する。そういうことができないのか、お尋ねするものであります。

それから、被災農家に対する市の支援策はどのようなものがあるか。一番大変なのは、営農資金がちょっと不足すると、そういうケースが一番考えられるわけですが、制度資金を借りている農家の方もおられます。そういった方々が今回の結果に基づきまして、なかなかその支払いが難しくなる。そういったことに対する支援、また産業振興資金、俗に産振と言われているんですが、産振は農業にも適用するのか。あるいは今の預託金はどのくらいなのか。そういうことをお尋ねするものであります。

次に、報道のあり方、報道というのは広く世間に知らせるということは大事な役割を持っておるのですが、今回の台風15号に関しては、21日の県内の商業新聞に被害状況を一部報道されました。しかし、農作物に対しては数行書かれておるだけでして、後から後追い記事が出るのかなと期待しておったわけですが、8月27日の市の災害対策本部が立ち上げになるまで、商業新聞もそんなに大きく取り上げていなかった。これは、8月25日に私は農林課長のところに行って、これは絶対災害対策本部を立ち上げないと大変なことになりますよということを申し上げて、執行部はその意を酌んでくれたのかどうか。前からそういう予定があったのかそれは知りませんが、本部を立ち上げてくれた。そしたらマスコミが情報を流した。これは、そういった側面もあったわけですが、商業新聞はそれではよろしいとして、一番ちょっと腹に据えかねたのは、業界新聞と申しますか、農業関係の新聞が全国農業新聞と全国農業共済新聞がありますけれども、その全国農業共済新聞がこの新聞は月に4回ですが、8月24日号にも8月31日号にも載っていない。地元の共済の事務所がてんやわんやしているにもかかわらず、こういった自分たちの新聞に災害状況は載せないのはおかしいのではないかと。そう思いまして、新潟へちょっと電話しましたところ、9月8日号遅ればせながら16号被害ということで、共済新聞でこれは多分風景から見ると相川の小川地区かと思われそうですが、この被害状況がマスコミに流された。

そういうことで、我々豊作ばけが始まっていないか。毎年毎年豊作ということで、米余り現象、そういう中で今回の台風なんか、もちろん食糧には不足はございませんし、食べていくにも困らぬわけですが、実態を正確に報道する。そういうことが必要ではなからうかと思えます。特にこの市のテレビがございまして、こういった被害は何十年に1回しかない災害、過去の歴史を振り返ると。また、こういう災害がたびたびあっては困るわけですが、そういうときの資料としてぜひとも今回の被害、また刈り取りはそう進んでいないようですから、ぜひとも被害の記録を残しておく。そういったことが必要ではなからうかと思えます。

それから、ことはまだ農家の自家採種、自分のところで種もみをとるのを認めたわけですが、17年産米から佐渡米を名乗るには、いもち病に強いコシヒカリを作付してください。そういうことになっております。果たして来年度の種もみが十分確保されているのか。私は心配になりまして、8月24日だと思っております。小泊の採種圃へ行ってみました。風向きのせいとか、それとも防風林があったためか、国仲に比べると被害は少のうございました。色もその日現在では大変よかったです。とめ葉の葉先が被害を受けておるわけですが、こういった中で佐渡全体のコシヒカリの種もみは来年度確保できるのか。その辺をお尋ねするものであります。

さらに、被害に遭われたところ、西が風上になりますから、風上の方が被害は大きゅうございますけれ

ども、佐渡の水稲に関しまして、一番大きいのは両津地区です。これはどうしても両津、それから金井、新穂、畑野、佐和田、真野といくのですけれども、これは佐和田の人間にとって非常にわかりやすいのは、10カ地区の平均値が佐和田であると。面積も6,110ヘクタール、佐渡全体のうち611ヘクタールが佐和田町でありまして、収穫収量も佐和田がほぼ佐渡の平均値であるという、そういったいきさつがあるのですけれども、被害の多かった西側が減反の政策の一環として、加工米を生産している農家があるかと思うのですけれども、その加工米が被害に遭った場合、どのような取り扱いになるのか。

それから、来年度の減反政策はこういった災害を加味されるのかされないのか。最終的にはすべて自己責任でありますから、農家の方は何とかしてこの困難を乗り越えていく必要があるかと思いますが、農家の方にあえて申し上げますが、ことしが正念場なのです。絶対不作だと言いましても、米選機、グレーダーと我々申し上げておりますが、グレーダーの網目1.85㎝が標準でありますけれども、まだ農家の方々には1.80ミリメートルの網目を使っている方がおられるかもわかりませんが、こういうときこそ網目の大きなものを使用しないと、一たん市場の評判を落としますと、その評判を回復するには相当の年月がかかります。どうか農家の皆さんここはこらえどきです。そして、米の性が悪い。これはやむを得ませんけれども、人為的にできることはすべて遵守いたしまして、佐渡米の評価をこれ以上落とさない。そういうことをしていくことが必要ではなかろうかと思えます。

再質問、再々質問につきましては、質問席にて答弁を待ってお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） 渡部議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

今回の渡部議員の質問は、主に稲作の問題について大きく提起をされているものでございます。確かに台風15号の影響については、非常に大きいものがございました。詳しくは課長の方から詳細データをご説明させようと思えます。19日の未明から20日にかけて、最初は港湾あるいは船舶、網に対する影響が非常に大きかったものですから、目をそちらへ奪われまして、次の日、それから翌日と主に佐渡を回ったのは、港湾関係を見て歩くということに最初はウエートを置いていたわけです。その道すがら田んぼの特に端々を見ますと、どうも色が変わっているなというのは気がつきました。しかし、あれほどに大きな影響が後で出てくるというのは、3日、4日たったところでございまして、助役は知事と一緒に一時おりましたので、知事には見ていただいたということでございまして、佐渡じゅう見ていただいたということではございませんでした。

その後議員がおっしゃるとおりどんどん日を追うに従って被害の数字が大きくなってきまして、当初全く想像もしない大被害というふうになったわけでございます。その後もすぐ16号、18号と続けてきまして、表向きすぐ影響があるのは果樹でございましたので、果樹園にも行ってみましたが、落下や葉擦れの問題も大きく、今の議員の質問にはございませんでしたけれども、大きな影響を佐渡につめ跡として残して去ったわけでございます。

9月1日現在の予想される被害面積、それから被害金額について、最新のデータとしては9月6日現在のものでお答えしますが、水稲が最も大きくて、全作付面積の85%の5,300ヘクタールが被害を受けまし

て、被害額については推定で36億円。農産物でもありますので、果樹関係ではおけさ柿を中心に約5億円という数字が出ております。最初に、質問いただいたのを概略説明して、あと再質問のときに詳しくご説明をしたいというふうに思います。

被災農家に対する市の対応でございますが、市税の減免処理及び納税猶予につきましてご説明します。税の減免については3点ありまして、市民税、国民健康保険税と固定資産税にそれぞれ減免規定が明記されておるわけです。市民税の減免につきましては、佐渡市税条例第51条第1項において、また国民健康保険税につきましては、佐渡市国民健康保険税条例第14条第1項におきまして、それぞれ当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者について規定されておりまして、この申請は今度の台風による災害等で一定の間収入が絶たれた状態を言いついて、通常農業所得の減につきましては、申告時に申請するというようになっております。

また、固定資産税につきましても、佐渡市税条例第71条第1項において、市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により著しく価値を減じた固定資産について減免を認めると規定して、今までこのような台風での救済については、なかなか適用が難しいというふうなことでございます。それで、現在は全体の実態をさらに詰め把握を急いでいるところでございます。

あるいは延納あるいは分納というご質問もございましたが、今のところの取り決めでは、納税義務を果たすことができないような場合についてのみ減免措置を認めているということでございますので、ここの詳細の詰めにつきましては、課長の方から事例について説明をさせたいというふうに思います。

それから、(2)の被災農家について市の対応についてでございます。制度資金、営農資金の対応についてでございますが、制度資金、営農資金の利子補給につきまして、7月13日の新潟県を襲いました大水害、激甚災害を受けておりましたので、これについては県農林水産振興資金について知事特認資金として既に決定しております。市の利子補給率も決まっておりますが、台風被害についても引き続き利子補給等今後早急に実施をお願いしておりまして、何とかそっちの方向でやらせていきたいということございまして、市と県が協力し合って対応ができるようお願いしようというふうに県に話しているところでございます。これについても詳細の数字につきましては、課長の方から説明させます。さらに、産振の農業についての適用、預託金の問題についても課長から説明をさせます。

さらに、被害の記録についてのCNSの役割でございます。これは、先ほどもご説明したように、ここまで徐々に被害が大きくなった。当初は特にそうでございます。後になってみたら、非常に驚くべき災害だったというわけでございますが、その間に余り記録に専念するという姿勢があったとは思えないということございまして、しかし途中からは映像を含めて、いろんな記録をとり始めたということございまして、我々の行政のテレビとしては、行政情報をわかりやすく説明する。さらに、行政の記録を適正行政というか、自分たちの放送エリアの問題について適切に記録をするということは、非常に大事な二つの基本でございますので、これにつきましては、必ずしもCNSだけで集めた記録だけではなく、ほかの業者の記録もあわせて整理、収集をさせるつもりでございます。

それから、来年度の種もみの確保につきましてご質問がございました。これについては、当然まだ確認しておりませんが、当然要望を強くしていきたいというふうに思っています。ご存じのように新潟県種子協会が種子確保に全力を挙げているという報告を受けております。

それから、加工米の取り扱いについても、さらに数量調整が必要かと思われます。これの今の状態について課長から報告させます。

それから、6番目の減反政策の次年度以降の緩和措置について、これにつきましては、議員のお話もありましたが、次年度の数量配分について、十分考慮、配慮していただくようお願いするつもりでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 補足答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） それでは、渡部議員の質問についてご説明いたします。

先ほど渡部議員の方からお話ございましたが、渡部議員から適切なご指導、アドバイスをいただきまして、大変ありがとうございました。市長の方から報告がありましたが、先ほど農作物についてだけという話がありましたが、非常に新潟県全体で被害を受けておりまして、今までの被害状況といたしますか、平成に入りまして、新潟県で台風等の被害を受けたのが平成3年の台風19号、9月の28日でございますが、このときに74億6,891万、これが新潟県の被害でございます。今回の被害につきましては、9月6日現在で新潟県全体で63市町村75億200万になっておりますし、今までにない被害を受けております。その中で、佐渡島内が全体としまして、水産関係も含めまして、9月6日現在で51億2,200万でございます。そのうちの先ほども話にありましたように、水稲の方が推定で約36億、果樹関係で柿を中心にしまして、約5億、このほかに16号、18号でも果樹については若干の被害を受けております。

それでは、次の質問の制度資金、営農資金の対応についてでございますが、説明させていただきます。この制度資金、営農資金の利子補給につきましては、先般7.13水害、新潟県全体で非常に大きな被害を受けたわけなのですが、佐渡島内も農地、施設等で被害がありまして、それについても激甚災害に指定していただきまして、今回の補正予算の中で約4億円の予算を組ませていただいておりますが、その時点の利子補給につきましては、県の農林水産業振興資金がございます。今回の資金につきましては、特認事項、知事の特認資金ということで、利子補給が決定しております。それと同じようなことで、今回もお願いしたいということで、県に要望しておりますが、まだ決定はしておりませんが、ほぼ認めていただけるような話は伺っております。

それと、被害の記録保存については、先ほど市長の方からお話があったとおりでございます。我々も十分に写真等では押さえてありますが、この後も被害状況を押さえていきたいと思っております。

それと、来年度の種苗の確保についてでございますが、これにつきましても、先ほどのお話の中にごございましたが、今現在まだ確認がすべてできているわけではないのですが、若干の被害はありますが、種子協会としましては、皆さん農家の方に迷惑をかけないように対応いたしますということを伺っております。

それと、加工米の取り扱いでございますが、加工米につきましても、先般月曜日に国の今のあれでいきますと、農政事務所になります。国の方の割り当てになるわけなのですが、これにつきましても、被害の率にあわせた状態で調整をとる方向に進んでおりますので、通知が来次第皆さんの方に報告できるかと思っております。これもできるだけ期待に沿えるような方向に進んでおります。

それと、6番目にあります減反政策の次年度以降の緩和措置についてでございますが、この件につきましても、農協、県の出先機関とも相談しまして、十分考慮していただけるようお願いしてあります。

それと、先ほど農業共済組合の関係の話の中で、中間報告がありますかと言われましたが、現時点では今現在被害の申告が当初の見込みでは大分たくさんでも1万筆ぐらいであろうということで、自分たちだけで何とか対応できるのではなかろうかということでやっていたわけなのですが、実質1万5,000筆を超えて、3日前に農業共済組合の方から私たちだけでは当然対応できない。人材シルバーセンターあるいは県の共済連合からも手をかり、理事さん、それから関係者もお願いして対応しておるわけなのですが、いかんせん我々の手では対応できないということで、土曜日の日から農協、JA佐渡農協さんが10名、市役所の方から支所もお願いいたしまして14名、それから農業委員会の方もあすから各支所2名出ていただくことになっておりますので、そんなようなことで全員協力しまして、今の状況でいきますと、農家の方が適期にコシヒカリの稲刈りをやりたいということになりますと、20日以降だんだん刈り取りに入るわけなのですが、農業共済さん独自では当然間に合わない。やり得ませんというような話もいただきまして、それでは全員で協力しましょうということで、土曜日から一斉に入っております、きょう時点は20班入っております、それで今までの関係からいきますと、すべてを1筆ごと坪刈りをしなければならない。その坪刈りも田んぼの大きさに関係なく6カ所対角線にしまして、足の歩数ではかった目安なのですが、それで6カ所10株ずつとりまして、60株刈って、その平均で対応しますということであったのですが、県の共済連の方からも、国の方にも働きかけをしていただきまして、きょうからの国仲と両津地区につきましては、検見調査、担当者、評価の委員さん、きょう出ておられる担当者の方で検見調査をしまして、その中から一部抽出して、県の共済連合会の担当者の方が部分的なものについて坪刈りをして、申請を行うということで、今までだとすべての1筆ごとに見て坪刈りということになると、非常に時間がかかります。それでは到底間に合わないということで、きょう現在の予定でいきますと、何とか17日までにすべてを終わらせたいということで予定しております。

今ほど言いました検見調査につきましては、今現在では国仲、両津地区。相川地区についてはきょうも5班入っておりますが、今現段階では坪刈りで対応しております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） 産業振興資金の件でございますが、産業振興資金については、中小企業、商業とか、工業の方が対象になりまして、残念ながら農業の方には該当になりません。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

ただいまの減免の関係についてですが、市長の答弁されたとおり、非常に難しい減免規定がございまして、災害といった部分で特段減免をするということは明記されていません。だがしかし、先ほど答弁しましたとおり、各支所を通じまして、そういう申請があったときには、一応市長に申請書を提出していただいて、その中から市長に最後のご判断をいただくというように考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、調査中だということでご理解賜りたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 私どもの集落で、こういった古文書が残されているのです。恐れながら書きつけを

もって願ひ上げ奉り候」。B 4判で5枚ぐらいですが、これはコピーですから、前後ダブっておるところがありますから、実際的には3枚ぐらいのものかと思いますが、これは市長あなたのところにもあるはずで。この時代背景は後で申し上げますが、吉岡にも多分これにたぐいするものはあるはずで。この文書をちょっとご紹介します。これはことしの災害に非常に影響あるような古文書であります。

訴訟人、佐渡国佐和田郡上矢馳村、上長木村、下長木村、各3カ村総百姓、すべての百姓がこの訴え文書に参加しておるといことです。ちょっと内容、私はこれ全部の字は読めません、はっきり言って。それで、概略必要なところだけ取り上げていきますけれども、右3カ村総百姓とも御願ひ申し上げ奉り候。私どもの村は、田地合わせて70町歩余これありと。用水は真光寺川から引いておる。真光寺川というのは、下流になりますと、石田川と名称をかえて、この議場から東100メートルぐらいのところまで真野湾に注いでおる川なのですが、その水上には村がたくさんあって、なかなか私どものところへは水が届かない。それで、日照りになると真っ先に稲が枯れる。稲が枯れるだけではないわけでして、3カ村は地勢が低い谷地川。国府川が引き沿えておると。それで風当たりが激しい。西風の節は海潮差し込み、潮枯れいたし候。これは、ことしとまるっきり同じです。

そして、地味も余りよろしゅうないと書いてあるのですが、その中で私どもの上田は、ほかの村の谷地と一緒に。上田がほかの村の低湿地帯と同じようなものだと書いてあります。当時田んぼは上々田、上田、中田、下田、下々田と5段階に分かれておりましたが、それによって上々田が2石4斗、約6俵です。それから2斗ずつ落ちていきまして、下々田になりますと、1石6斗ぐらいの生産高と見ると、これが定免制の一定の収量を見込むということ。それで、雨降りの時々水下に相なると。雨が降るとすぐ水をかぶってしまうと。冠水するということを言っているのですけれども、それから風の損、雨の損、干枯れの3損のほか、潮傷み地であると。はっきり言うと潮が田んぼまで差してくるといことです。先輩たちに聞きますと、盆が過ぎたら潮位が上がりますから、落とし水口をうっかりあけておくと、逆流しまして、大潮のときには田んぼへ海の潮が入ることがあると。私どもそういうことを実際ごく最近まで聞いたことがありますけれども、この被害に関しては、今の時代に干枯れに関しては県営かん排事業及び水下になるということに関しては、国営かんがい排水事業が成果を上げまして、そういったおそれ、それから潮が差すということも、藤津川と農地とは分断されておりますから、そういうおそれがないわけですが、風の力だけではこれは人力ではどうしようもない。こういった被害に遭っております。

それから、こうも書いてあるのです。難渋つかまつり候につき、毎年のご当国ご奉行所へ御願ひ申し上げ候。相川の奉行所へ毎年のごようにこういう困難を訴えておる。ところが、ご憐憫もくたされおき候えども、とても当座のお手当て筋にては3カ村とも立ち行きがたきにござ候につき、これは職員の皆様方もよく肝に銘じてもらいたいのですが、166年前の農家の方もお上に対してあきらめの境地になっておる。今皆さん方のところへ市民が相談に来て、うん、わかった、わかったと言って、鼻であしらいはしないでしょうけれども、適当にご相手をしていないかどうか。その辺よく考えてもらいたいのですけれども、やむを得ずご巡国ご通行先をもわきまえ奉らず、御願ひ申し上げ候と。つまり佐渡は直轄地ですから、江戸から直接奉行が来ます。奉行とともに補佐官になる代官も来るのですけれども、それ以外にお目付が將軍がかわったりすると来るわけ。このときこれは天保9年亥年うるう4月ですから、だれか10代將軍か、11代か、その辺のことかと思うのですけれども、市長は時代劇お好きかどうか知りませんが、

よく時代劇の一シーンとして、役人が乗った駕籠が来ると、民百姓が路端に土下座しておいて、青竹の先に紙を挟んで恐れながらとやる。これがまさしくそれなのです。相手はお目付役ですから、まさにそれなのです。時代劇というのは、必ずしもそれはやっておりません。しかも、我々の先祖にそういう先祖がおったということがこれにてわかるわけであります。

そういう中で、最後にこう書いてあるのです。かたじけなくおぼしめさせの上、10カ年の定免は御据え置きください、古来のとおり米の米納高のうち5分どおりは御石代、お金で納めさせてください。こういうことを訴えております。私ども今の人間は直接的に物を言いますけれども、これですと、ちっともまけてくれとは言ってはいませんです。私どもと違って品がよかったのか、それは知りませんが、半分はお米で納めて、残り半分はお金にしてくださいと言っております。これおかしいなと思って、歴史に詳しい方に聞きましたら、これだけで差し上げた相手方がわかると。まけてくれということはわかるのだと、そう教えてくれたのですけれども、先ほど農林課長が検見制ということをやったのですが、当時の年貢の取り立てには、定免制、今でいう固定金利制と同じようなものです。固定金利制と変動金利制があるように、定免制と検見制があります。どうも農家にとってみては、検見制というのは不利になるらしゅうございまして、実は役人が来るたびに接待しなければならぬと。今ならとてもそんなことは考えられませんが、当時の農家はわらをもすがる思いでちょっと接待して、何とか年貢をまけてもらおうと、そうするわけです、それは困ると。定額制をやってください。そういうことを訴えておる文書。これが天保9年うるう4月、先ほど申しましたが、これがうるう4月、うるう4月というのは太陰暦と太陽暦とのずれをなすために、1年を13カ月とするうるう月というのを設けて、太陽暦に近づけるためなのですが、うるう4月というのは今の5月ごろです。多分田植えの時期かと思われるのですけれども、これが天保の一揆に結びつくわけですね。

佐渡で三つの大きな3大百姓一揆と言われておりますけれども、一番最初は西暦で1750年寛延の一揆、これは佐和田町の二宮村の太郎右エ門がリーダー格になったのですが、同じく西暦の1767年に明和の一揆、これは小倉の遍照坊、今でも長谷へ行きますと、遍照坊というお寺がございましてけれども、その住職がリーダーになったと。そして、天保の一揆、今回の一揆は羽茂町の上山田、これは歴史上の人物ですから、名前を申し上げてもよろしいかと思いますが、上山田村善兵衛さんが首謀者になって、この一国騒動、一揆が起こされた。実に今回の被害はそれと同じような被害である。

今市民課長は現在の条例ではなかなか適用するのが難しい旨の説明がございましたが、事務方としてはそう答えておらざるを得ぬかと思うのですが、実際にはこれではだめなのです。条例に不備があると私は思うわけです。これはぜひ特認事項として、市長が認めるときにはというこれ特認事項、これを付しておかないと、条例どおりに適用すると、市民はなかなか納得しない。しかも、延納も6カ月、例えば介護保険料の条例を見ますと、6カ月の延納は認めておりますけれども、農家にしては1年に1回しか作はとれませんから、6カ月では何の功德にもならぬわけですね。この辺をぜひとも改める必要があろうかと思えますし、市民税に関しては、これは条例のまま適用できるかと思えます。

それから固定資産税、これを見ますと、これらの第13条1項の1号に、震災、風水害、火災、その他これらにたぐいする災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと、こうなっておりますが、これでは今回の災害は適用できません。土地がなくなればもちろん減免できる、これは常

識ですし、建物が損壊すれば、これも減免措置に該当するというのは、これは納得するのですけれども、今回のようなケースはぜひとも市長の判断に基づいて、超法規的に判断するか、それとも直近の定例会に条例改正をいたしまして、この救済措置をとる必要があるのではなからうか、私はこのように思いますが、市長の判断はいかがでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

野市長。

○市長（野宏一郎君） 議員のお気持ちも非常に、特に160年前の文書をひもといておっしゃられたのはよくわかるのですが、現在のところ被害の総額と家計に対する打撃の調査をしている状況でございまして、それと農業ばかりではないほかの対応ともバランスをとりながら条例の問題についても検討しなければいかぬというふうに思います。坪刈りをちょうどしているときでございまして、恐らく半作に近い、あるいは全くとれないというところもあるように聞いております。それと家計に与える被害の額、総額の問題もございまして。ぜひ議員のご提案も含めて検討させていただいて、この後の対処で明らかにしていきたいというふうに思っていますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 渡部幹雄君。

○55番（渡部幹雄君） 市長としては、そう答弁せざるを得ないと思います。しかし、現時点ではそうありますけれども、とれ秋が終わって、最終的に結果が出たときには、私は愕然とするような結果が出るのではなからうかと、これは悪い予感です。例えばこういう情報もあります。8月末に刈り取ったコシヒカリ、これは両津地区ですけれども、加茂湖の塩水がかぶったところ、坪刈りの結果100グラム、そこへ300倍して1反分にしますと30キログラム、普通坪刈りですと1,800グラムから2,000グラムあるのが普通なのですが、30グラムしか出なかったというケースもあります。そういったわけで、今の時代百姓一揆は起きないかと思います。この時代、実際にこれは私は見たことないのですが、百姓が困って赤土を食べる方法、それから松の木の皮を食べるレシピ、そういうものがあつたと聞いております。いや、そうではなくて、壁土の中のわらを食べたなんていう、そういうことを言った人があるのですが、今の時代食べるには事欠かないとそれは思うのですけれども、壇上で申し上げた農家経済に与える影響というのは、これはかなり厳しいものがあろうかと思っておりますので、ぜひその辺執行部としては熟慮に熟慮を重ねまして、いい判断をしてもらいたい。そのように思います。

それから、記録に関してですけれども、先ほど農林課長写真とそれなりにそろえておりますという話がありましたけれども、私もCNSのニュースは見えていなかったものですから、真野のスタジオへ行きまして見せてもらいましたけれども、農産物に対する記録はほとんどなかった。これは将来のために今できる記録だけはきちんと残しておいて、それがまたいずれ何かの役に立つはずであります。そういうことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で渡部幹雄君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、若林直樹君の一般質問を許します。

若林直樹君。

〔27番 若林直樹君登壇〕

○27番（若林直樹君） 許可をいただきましたので、これから私の一般質問に入らせていただきます。

その前に先ごろのたび重なる台風の襲来で、佐渡は大きな被害を受けたわけですが、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

最初にでありますけれども、農業の振興についてお尋ねをいたします。佐渡の1次産業の就業者の割合は22%であります。また、佐渡の純所得のうち1次産業の所得額は約6%となっております。大変低い所得率になっておりますけれども、1次産業は物を生産する以外においても、圃場の整備やかんがい、排水、農道、林道及び漁港の整備といった公共事業にも関連しております。また、運輸、流通にも関係して、経済効果は大きなものがあります。経済不況の中、中途離職の受け皿ともなっております。農業が佐渡の基幹産業であると言われるゆえんでもあると思います。

さて、予算を見てもみますと、今年度は旧市町村の積み上げとは言いながら、農業を振興するための企画や対策の予算が余りにも少ないと言えるのではないのでしょうか。次年度の予算化を望むとともに、市長は今後農業の振興をどのように考えておられますか、伺います。

次に、この10年間で農家戸数は16%減少しました。就業者の高齢化も進んでおります。また、農地の荒廃も目立ってきております。一番の今後の課題として、後継者の確保に取り組んでもらいたいと思います。新規学卒者はもちろんでありますけれども、定年帰農者や中途離職者などにも十分配慮をした就農指導を行うことが必要であると思います。東京の新規就農者相談センターには、毎年約1万人近くの問い合わせがあると聞いております。Iターン、定年Iターン者に対しまして、佐渡は魅力のあるメニューができるものと考えております。積極的に受け入れることと、またその体制づくりに努力する必要があるものと考えます。市長はいかがお考えでしょうか。

次に、農産物の販売においては、経済構造の変化などで価格の低迷にあえいでおります。農家の経営は大変厳しい状態が続いております。特に資材の購入や生産物の輸送については、海上運賃のコストが大きいのしかかっております。このことの解決なくして農家の所得の向上は望めません。海上運賃については、さまざまな分野においても課題となっている問題であります。今までにも話し合いは持たれていると思うのでありますが、島民や生産者が参加することはなかったと思います。運賃の交渉も含めて、どうすることがよい方向を生み出せるのか。今後検討をする必要があると思います。県、市、市民、そして佐渡汽船と話し合いをする場をぜひつくってもらうことを要望いたします。市長の答弁をお願いいたします。

農産物は、素材のみで出荷していたのでは、なかなか所得につながりません。そこで、何割かは加工をして、それを自ら販売に手がける方向に進んでいく必要があると思います。それが活力につながっていきます。いわゆる6次産業化と言われることでありますけれども、佐渡は観光地という利点もありますし、進めやすい条件にもあると思います。まず、女性のやる気と協力を得ることが大切だと考えます。普及センター、JA、農村グループと連携をとり合いながら、婦人グループの力を引き出す努力をしてもらいたいと思います。また、起業の意欲のある人たちへの支援も必要と思います。市長のお考えをお伺いいたし

ます。

次に、林業の振興であります。佐渡の林業の現状はといいますと、島の面積の74%が森林ですが、そのうちの人工林の割合は21%となっております。素材の生産量は1万5,000立方メートルで、この10年間で半減しております。かつては良質のアカマツの産地であったのですが、昭和50年代の初めから松の財潜虫の蔓延が始まり、現在は壊滅の状態であります。杉林につきましては、昭和30年代に植林をした木が今伐期を迎えようとしております。当時は、林業技術が普及していなかったために、皆々が良質な素材にはなっておりません。ましてや海上運賃のコスト高もあり、本土産に比べて競争力がないのが現状です。また、伐採面積に対して新植は4分の1の面積となっております。意欲が失われて山が荒れてきております。そのことによって、森林組合や木材関連業者の経営の圧迫にもなっております。

そこで、林業の再生産を促すためにも、地元産材の消費拡大を進めるよう建築業者とも話を進めてPRに努めていかなければなりません。市発注の建築工事につきましては、佐渡島の景観に合った地元産材を利用した設計を検討すべきだと思います。先ほども白杵議員の方からも質問がありましたが、市長のお考えをお伺いいたします。

もう一つ、森林に関してのことではありますが、森林の枝打ち、干ばつなどの手入れが遅れますと、良質な材の生産につながらないのはもちろんであります。開花による杉花粉の大量発生の原因ともなります。市としましては、県、森林組合などと連携をして、管理の指導、啓蒙を進めていく必要があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

次に、佐渡市の情報化施策のあり方についてであります。今や物から心の時代へと移り変わってきました。佐渡は、合併をして、行政区域が大きくなりました。地域を隔たりなく活性化していくに当たっては、情報を共有し、また発信をし、それによって充足感や生活することの魅力を感じさせるような地域づくりを進めなければなりません。また、情報通信手段の活用によって、立地的なハンディキャップのない社会が実現でき、さらにはコミュニティーの醸成や高齢者の支えにもなるものと思います。現在の状況は、佐和田、真野、小木、羽茂、赤泊の支所管内においては、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業によりまして、5,250世帯を対象にした情報提供を行っております。一方、佐渡テレビジョンエリアは、相川、佐和田、金井、両津、新穂、畑野、真野支所管内1万4,817世帯が対象になっております。このうち行政運営のCATVテレビの加入率は85%、佐渡テレビエリアの加入率は40%となっており、1万100世帯において佐渡の情報が流れている状況であります。野市長は、地域イントラネット基盤整備事業の補助金交付決定を受け、就任以来情報通信事業の整備、促進を図っておられることは十分承知しております。今後は、佐渡市全域において同じ情報サービスが受けられるシステムづくりをしなければならないものと考えます。CATVエリア外となっている6,600世帯について、市長はどのように受けとめておられますか、お伺いをいたします。

また、イントラネットを活用した双方向サービス、そのために必要な情報通信システム整備促進事業が進められるだろう利便性の高いソフト開発とはどのようなものと考え、活用されていくのか、お伺いをいたします。

また、これに関連して、地域イントラネット施設整備事業における電柱の共架、支障柱対策工事が発注されたといいます。本工事が未発注の段階であり、本来ならばNTT柱、電力柱の支障移転工事はおの

おの所有するNTT及び東北電力と佐渡市が契約をし、係る費用を負担するものと考えます。今後設計、工事が重複したりして、むだにならないように指摘をしておきます。

次に、CATV網を活用してのVOIP、いわゆる総合通信通話システムということですが、VOIP電話を設置することによって、より充実した情報網が確立するものと考えます。今後は一層の安心、安全に対するシステムづくりが重要と考えます。一つには、防災情報システムですが、佐渡は長い海岸線、また多くの地すべり地域など、自然災害を受けやすい地域です。さきの台風の襲来や新潟豪雨の教訓から、一刻も早い危険の告知や安否の確認、被害を最小限に食いとめるために、リアルタイムに情報を提供するシステムづくりが必要と考えます。二つ目には、在宅健康管理支援システムがあると思います。これからは、ますます高齢化が進みます。特養ホームなどの施設でもなかなか対応し切れない状態が起きてくるものと思われます。例えば双方向を活用して、消防署との連携を図りながら、ひとり暮らしの老人の安否の確認や設置者から送られてくるデータを見ながら、保健師による問診やアドバイスなどを聞いてコミュニケーションを図りながら遠隔支援を受けることも可能になります。以上、このことについて情報化の進展について市長のお考えをお伺いいたします。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 若林直樹君の一般質問に対する答弁を許します。

野市長。

〔市長 野宏一郎君登壇〕

○市長（野宏一郎君） それでは、若林議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

質問のとおり農業は観光と並んで佐渡の基幹産業であると思えますし、当然のことながらその振興は佐渡にとっての振興であるというふうに考えます。一応順を追って並べてみますが、振興策としては、第1に農業を支える意思が明確な農業者、これは認定農業者として地域ぐるみで育成を図っていることは今までも続けてやってきたわけですが、あわせて女性、高齢者との役割分担や労働力補完体制の構築を図って、地域農業の生産システムを確立しなければなりません。第2に、トキの野生復帰にあわせて、自然に優しい循環型社会を目指し、安心、安全を求める消費者ニーズの高まりに応じた環境保全型農業を推進するというところでございます。これはこのことによってブランドイメージを高め、購入者との密着感を強めて、販売力を強めるということにつながるのだろうというふうに思います。第3に、佐渡の食文化を大切に、地域でとれた食材を食べることが主体ということで、地産地消、これも言い古された言葉になりましたけれども、消費者ニーズと一体になった総合産業化への道をたどるべきだと。要するに付加価値を高め、単に生産物を商品として売るだけではない産業化を進めるということでございます。第4に、土地の有効活用を進めるために、土地基盤整備による農地流動化の促進と農業用排水の整備による農業生産活動の可能性を拡大する。平場の効率のいいところはできるだけコストを下げる。あるいは生産性を高めることによって、後継者が就業しやすくなる環境をつくるということでございます。最後に、佐渡米やおけさ柿、佐渡牛などのブランド農畜産物の高品質、低コスト生産を目指して、要するに地産地消ができる園芸品目等の生産拡大を推進することが大切であると。ここに今述べましたことは、非常にありきたりのことございまして、この後一つずつ細かく振興策についてご質問のあったことにお答えしていきたいというふうに考えます。

高齢化が進んだ佐渡においては、後継者の確保が最重要課題となっております。魅力ある農業経営を目指すために、法人化して青年農業者に楽しく農業経営ができるシステムづくりが必要となっております。また、集落ぐるみの生産組織につきましても、これも徐々にでき上がってきておりますけれども、組織経営体への発展母体として重要となっております。国仲地区は、低コスト生産、高生産性農業を目指して、若い農業者の定住を図り、中山間地域は高付加価値農業を進めます。例えばトキのえさ場づくりを踏まえた都市との交流型農村づくりを推進していくというのも何度も申し上げたことでございます。

新規就農につきましては、佐渡に生産基盤を持つ、要するに農地を持つ後継者にあわせて、これの研修あるいは農業のスキルアップと同時に、佐渡に生産基盤を持たない、要するに質問者の先生のご質問にありましたけれども、都会からIターンをしてくる人たちをどういうふうに迎え入れるかということですが、既にIターンの希望者につきましては、農業公社等で受け入れを準備しておりますが、なかなか別の規制の問題もございまして、農地の問題あるいは佐渡にふさわしい農業技術を習得できるような研修ができるかどうかということで、現在は聞くところによりますと、羽茂等の農業公社で既に佐渡にいる人たちへの研修は行われているようでございますが、純粋にIターンの希望者に対する実績がほとんどないというふうな状態でございます。これは、農業政策の問題もあるのですが、どうしても農業者が新規参入することについては、大きなハンディがあると。土地の問題もございまして、それを受け入れる自治体の対応の仕方にも問題があるのだろうと。これは、ぜひ問題の本質を見きわめて対応していかないと、このままでは後継者は全くいない島になるという可能性が強いという危機感でいっぱいでございます。

海上運賃の問題と農業振興につきましては、ご質問のとおり海上運賃が問題であります。海上運賃を上回る付加価値をつけたいというのも希望の一つではありますが、当然他の地域に対してハンディを持つということにつきましては、どうしても農業振興に大きな問題になっております。今まで2度ばかり話し合いをしました。その中で幾つかの提案をいたしたところであります。可能性の問題については、まだはっきりとした結果は出ておりませんが、一つにはこれからの質問にもたくさんあるのですが、佐渡汽船の船の償却を我々が持つと。つまり船を買い取って、それについては貸し付けて、償却分は値段を下げてもらうという点、あるいは今度は具体的にこれもうまくいくかどうかわかりませんが、赤字の路線を最終的には切り離していただいて、赤字路線の補てんをしてもらうと。それで、利益の出る路線はそれなりに運賃を下げてもらう。赤字のところは利益の出る路線とのハンディ分を市が持つとか、いろんな提案をしていくべきだろうというふうに思います。もう一つ提案したのは、議員もご質問あられたように、一回みんなの前で議論してみようではないかと提案をしております。県も入れて、佐渡のCNSでみんな議論しようではないかという提案もしております。まだ返事は来ておりません。

それから、4番目に地産地消、将来の付加価値をつけるという意味で、いろんな他産業への3次産業までの協働といいますか、コラボレーションをどうするかということでございます。1次産業と2次産業、そして3次産業の流通までを含めた6次産業化につきましては、地場産品を使い、生産組織や生活改善グループが主な担い手となって取り組んでいます。しかし、消費者ニーズを先取りする力が弱いということや少量多品目の傾向があって、大口の需要にこたえられないことも課題があります。これには、農産物の加工施設や直売所は各設置者が個々に地産地消商品を主体に加工販売している現状であるということである。このことから起きる問題だろうというふうに思います。今後の対応策としては、各支所間での活動の

組織化、施設の共同利用を推進し、6次化商品の安定生産を図り、販路の確保につなげたいというふうに思います。

そこで、議員は女性のやる気と協力をお願いします。あるいは起業家を熱心に考える人たちをバックアップした方がいいのではないかとのご提案でございました。私もそのとおりであると思えますし、よろしいのでございますが、先ほどの少量多品目というのを必ずしもデメリットにならないわけだというふうに思っています。これからは、つくる人が見えるような、かつ消費者が手にとって消費したいと思うような商品をそれなりの宣伝のネットの中で知ることが必要になってくるので、一つ農水課長に話したのは、宣伝や市が推奨品であるということのお墨つきというのをひとつ考えてみたらどうかというふうに考えます。もう一つは、どうしても素人がつくとパッケージのデザインが素人げで、それも悪くはないのですが、それを消費者が手にとって消費したいと思うような価値観が認められるようなデザインも必要だろうと、それについては一定の補助もできるのではないかとというふうに考えております。それにつきましては、指示したばかりでございまして、自分ではそういうふうに考えておりますので、消費サイドの連携、それからもう一つは最後に、販売所あるいは販売の系列を自治体で見つけてあげることがこれまた大事になってくるのですが、これにつきましても、今後努力をしていきたいというふうに思います。

林業の振興につきまして、今後の振興策を聞きたいということなのですが、これは現在本当に行き詰まり状態でありまして、どうしたらいいか全くよくわかりません。ただ、一つ大事なものは、議員もおっしゃられているように、間伐が大事だということでございます。現在でもその間伐等につきましては、わずかでございまして、補助制度があったり、やっておるのでございまして、総合的に間伐したものをどう使うのかということのない間伐だけではまずいだろうと。一挙にはなかなかいきませんが、例えばそういうふうに出てきた間伐材やあるいは使い切れない雑木、竹林の竹等を木材パレットとしてせめて熱エネルギーとして消費できるような形にできないかというふうに考えております。需要とそれから工場のコスト等もありますので、どれぐらいのものになるかちょっとわかりません。これはほかの自治体でも事例がございまして、調べてみたいというふうに思えますし、もう一つは森林組合が一生懸命机やいすや学校の器材なんかをつくっています。あるいは花壇の支えなんかをつくっているのですが、どうしてもデザインの問題が一つひっかかっておりますので、たまたま鼓童のサポーターの中のデザインを担当する会社がありまして、この間お会いしましてお願いしたところですが、機能がよくなければだめなのですが、一定の機能のもとにデザインがいいということは、市場が必ずしも島内だけで終わらないということがありますので、それはぜひ森林組合と鼓童との共同によって、新しい市場をつくり出すということをやりたいというふうに思っておるところでございます。間伐材の使用についての啓蒙や研修等が必要だと、おっしゃるとおりでございまして、そのとおりでございまして、努力は続けていきたいというふうに思っています。

それから、公共施設建設の際に地元産材の活用は考えないか。これは、さきに臼杵議員の教育委員会に対しての質問にもございました。平成15年度に県では公共施設等における県産材利用推進方針を策定し、県が整備する公共施設等では、可能な限り木造、木質化により県産材を使用することとし、県産材使用基準を制定して、県産材の利用拡大に努めているところであります。

また、市町村等が行う公共施設等の整備につきましても、県産材の積極的な使用が要請されております。佐渡市におきましても、地域材の積極的な利用を推進し、市が行う一部の公共工事等については、県産材

を利用することを仕様書に記載しております。公共施設への地元産材利用は、一般住宅へのモデル的なものとなり、その波及効果は大きく、地元産材の活用により木材業界の育成と雇用拡大が期待でき、その経済効果も大きなものであろうと考えられます。今後とも関係部局連携して、地元産材の積極的な活用を検討していきたいと考えておるということでございます。まだきっちり森林組合の工場を見学しておりませんが、以前のお話では一部小型の集成材の製造機械も入っていると聞きます。それを一つの部材として使えないかどうか等の検討をぜひ担当にはしてもらいたいというふうに思っております。

情報化施策のあり方についてでございますが、佐渡市全域において、同じ情報サービスが受けられるシステムが必要であると思うが、いかがかということでございます。市民の皆さんに迅速に同じ情報サービスを提供するということが、重要なことでございます。現在映像による情報サービスとして、ケーブルテレビ網を整備しているところであることは、今議員のおっしゃられた内容のとおりでございます。できるだけ早くということでございますが、なかなか合併した後の補助のつき方の問題、それからどのような起債を使うかということも残りのエリアも非常に大きな金額を要することから、年次を分けて財政計画ともあわせ考えて、余り長くない期間で残りのエリアをネットワークすることをご提案申し上げたいというふうに思っております。

イントラネットの基盤整備事業につきましては、行政情報や福祉医療情報、防災情報、教育学習システム、これらがアプリケーションとしても組み入れられておりますが、将来は総合通信情報の中にいろんな行政情報を盛り込んでおいて、どの地域でも素早く引き出すことができるようになりますと、これから行政のスリム化が図られる、それと同時に効率的にネットワークが利用できるというふうな仕組みづくりをしたいというふうに思っておりますし、大容量の伝送システムでありますので、この後急傾斜地や災害の多い危険地帯との対応でございますけれども、ぜひ監視カメラ等の設置や情報収集に利用していきたいというふうに思っております。大容量の光回線というのは、比較的災害にも強く、特にループ状に布設することによりまして、今の現在のNTTの回線よりも安全であるというふうに今のところは理解しております。柿野浦の事故のときもそうございましたけれども、一方から切れた光回線しかございませんでしたものですから、しばらくは数日間の間電話ができないような状態になりました。今回の施設は、両側からループ状にどっちが切れても一方から情報が送れるような仕組みにくみ上げてありますので、そういうことも含めてもちろん防災無線の仕組みは、これからも検討していかなければいけません、それに次ぐ安全度の高い施設だというふうに考えておるところでございます。ただいまは災害の問題についてもお話ししました。

それから、ご質問にありましたIP電話の普及についてご質問もありましたけれども、現在各町村で整備してきた情報網が非常にたくさん錯綜しております。できるだけ早く一本化をしていきたいというふうに考えるところであります。防災情報には、ご案内のように無線系と今は有線系がありまして、無線系も衛星をもって行う通信、それから地上波と言いまして、地上をはうように進む無線の仕組みと、それから有線系があるわけございまして、現在は地上波の無線系、それから有線と、この二つが佐渡島をネットワークしている設備でございます。

無線系というのは、例えば消防防災情報のネットワーク、これは個々には通じておりませんが、消防署間の利用あるいは行政との間の通信に使っておりますし、それから有線系では、オプトーク、これはNT

Tの回線を使う通信網でありますし、それから新穂なんかの農協系の有線放送がございます。これらは羽茂でもやっておりましたけれども羽茂はケーブルテレビの交換機を使う電話にかわりまして、ケーブルテレビと一緒に運営しております。新穂のは、おっしゃられたIP電話、インターネット電話ですが、音声をデジタル化しまして、ちょっと今の我々のドコモと同じように、込み合うとちょっと時間がかかるとか、あるいは音声がちょっと聞きづらいということがありますが、徐々に質がよくなって、もう既に全世界のネットワークになっております。コンピューターのプロバイダーと言いますが、そのインターネットに入ってさえいれば、ほとんど通話料は世界じゅうかけてもただというふうなネットにどういふふうな我々のIP電話がつながっていくのかというのは非常に大きな大事な通信のネットワークになっていきますので、これはケーブルテレビと一緒に佐渡じゅうをいつでも、どこでも世界じゅうにも通じるというふうな仕組みをつくっていくのが理想的だというふうに思っています。

ケーブルテレビのご提案を皆さん方がケーブルテレビという形でもしそういうネットワークが佐渡にできれば、この後の質問にありました在宅健康管理支援システムあるいはその中に入りますかどうか分かりませんが、在宅のお年寄りの方に支援といいますか、毎日コンタクトができると。お年寄りも自分がいつも支援していただいているヘルパーさんといつでもお話ができるというふうな仕組みが非常に容易にできるということでございます。特に在宅健康管理支援システムは、昔からありまして、ケーブルテレビをやっているところでは例えば淡路島の五色町とか、非常に有名でございますが、ヘルパーが小さな機器をお宅へ持って行って、スイッチ入れますと、病院の先生とお話し合いができるというふうな仕組みがあります。以前は非常になかなか扱いづらいシステムだったのですが、最近是非常によく来たというふうに聞いております。

そっちの質問に移りますが、佐渡市の65歳以上の高齢者は、本年4月1日2万3,837名でございます。その中でひとり暮らしのお年寄りが3,983名、高齢者のみの世帯が3,575世帯で、合計7,405人いるということです。高齢者の多くは生活習慣病の疾病を持ち、医療や生活改善の必要な方が多いわけで、健康管理の方法の一つとして、先ほどの管理システムも非常に大事なシステムであるということであるというふうに思っています。ただ、これは膨大なお金もかかることでありまして、それぞれに保健、医療、福祉がかかっているということで、総合的にそのコストを別の意味で少なくするということのバランスを見ながら着実に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 若林直樹君の2回目的一般質問を許します。

若林直樹君。

○27番（若林直樹君） 今ほど市長から大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

農業関連につきまして、地産地消及び6次産業に向けての起業意欲の喚起ということですが、これから農業特区、工業特区等を利用いたしまして、農家レストランであるとか、農家民宿であるとか、比較的個々で取り組みやすいような方向に持っていくような支援もお願いをしたいと思います。

それから、海上運賃の問題について、同じく市長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。ぜひともどうすることが解決策になるのか。また、どうすることが佐渡汽船を支援していくことになるのか。まず話し合いの場づくりをぜひともお願いをしておきます。

それから、情報通信化システムのことであります。これも大変前向きなご答弁をいただきました。CA

TV網が最大限活用されることを望むわけですが、そのためには総合通信通話システム、VOIPをどうしても導入する必要があります。このことによって確立した情報網というものが生まれてくるものと思います。今後ともその整備に向けて前向きな取り組みをお願いをいたします。

それから、イントラネット整備事業で、企画情報課長の方から一体どういうことが整備されるのか。そのことについて答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） それでは、イントラネットでどういうことができるのか、内容をお話をさせてもらいたいと思いますが、まず残ったといいますが、整備をしていない地区について、光ファイバーを全島に網羅したいということがまず基本でありまして、その光ケーブルを整備をした段階で、既に接続をしておる西部地区の方の普及を町村との接続をしていく。そのことによって行政情報の基盤が確立されるということでありまして。その光ファイバーの設置が完了させていただきますと同時に、主な行政サービスの内容といたしましては、行政情報提供システム、それから学校の教育の関係であります。教育学習情報システム、それから医療、福祉の情報システム、それから防災関係の情報システム等を構築し、その後先ほど市長の方からお話がありましたようなさまざまな取り組みについての検討を始めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 若林直樹君。

○27番（若林直樹君） このイントラネットで整備されるだろうシステムを最大限の活用して今後に生かすことを要望しておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで若林直樹君の一般質問は終わりました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

午後 3時54分 散会